

以降に調査する。また、今後、発煙の状況について公設消防にて判断すること。なお、現時点において、発電所構内ダストモニタおよびモニタリングポストの指示値に有意な変動はない。また、同日午後9時30分現在、現場周辺のダスト放射能濃度を測定したところ、検出限界未満(検出限界値: $8.2 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$)でした。(現場周辺の雰囲気線量は $5 \mu \text{Sv/h}$)

発煙および地絡警報の発生により、現時点で関連パラメータに異常はなく、けが人等は確認されていない。

2015年3月30日、側溝内を通っている複数のケーブル・ホース類について、現場調査の結果、9本のケーブル・ホース類が通っていることを確認。確認したケーブル・ホース類については、以下の通り(残りの3本のケーブル・ホース類については、現在調査中)。

- ・原子炉注水用ホース(仮設消防車用)1本
- ・使用済み燃料プール補給用ホース(非常用)2本
- ・No. 1, 2純水タンク補給水用電動弁ケーブル 1本
- ・No. 1, 2純水タンクレベル計監視用電源ケーブル 1本
- ・水処理メタクラ(A系)用電源ケーブル 1本
- ・物揚場仮設タンク移送ホース 2本
- ・ろ過水タンク淡水移送ホース 1本

また、5, 6号機の起動用変圧器5SA-2において発生した地絡警報は、水処理メタクラ(A系)用電源ケーブルが損傷したことにより発生したものと推定。今後、発煙の原因調査を行うとともに、損傷したケーブル・ホース類の応急措置等の検討を行う。

公設消防による現場確認の結果、3月30日午後4時50分に火災であると判断された。また、3月29日午後9時50分に鎮火していたと確認いただいた。

・4月8日に採取した地下水観測孔No.3のトリチウム濃度が $1,900 \text{Bq/L}$ と、前回値(4月1日採取分:検出限界値 110Bq/L 未満)と比較し10倍以上の上昇を確認。

また、4月8日にお知らせしたとおり、地下水観測孔No.3の全ベータ放射能の値について10倍を超える変動が見られたため、4月9日に試料を採取し分析した結果、全ベータ放射能の値が 410Bq/L 、トリチウム濃度の値が $2,000 \text{Bq/L}$ と前回値(4月8日採取分:全ベータ 390Bq/L 、トリチウム濃度 $1,900 \text{Bq/L}$)と同等であることを確認した。今回の変動要因は、4月1日から3・4号機間ウェルポイントの汲み上げを実施したため、地下水の流動が変わったものと推定。

その他の分析結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。

・発電所構内のK排水路の水については、同排水路内にポンプを設置し港湾内に繋がるC排水路へ水を移送することとしており、4月17日より、本格運用を開始。4月21日午前8時45分頃、ポンプ(8台)の稼働状況を確認したところ、停止していること、および雨水が堰を乗り越え海に流れていることを確認。ポンプが停止した原因については、発電機の故障と判断し、発電機を予備のものに取り替え、準備が整ったことから、4月21日午後8時9分ポンプを起動し、移送を再開。なお、ポンプの起動状態に異常はない。発電機が停止した原因については、引き続き、調査中。

・福島第一原子力発電所構内で設置している今後使用しないフランジボルト締めタイプのRO濃縮水貯槽(以下、「フランジ型タンク」という)については、5月27日より解体作業を開始。

フランジ型タンクの解体作業にあたっては、ダスト飛散防止対策(仮設天板の設置や局所排風機の運転等)を実施するとともに、タンク内部の残水処理作業時やタンク解体作業時のダスト濃度測定を行いながら、慎重に作業を実施していく。

・No.3軽油タンクについては、2014年10月30日から2015年3月の期間で点検を予定。点検に伴い、No.3軽油タンク内の軽油を全部抜き取るため、特定原子力施設に係る実施計画(以下、実施計画という。)Ⅲ章第2編第62条(非常用ディーゼル発電機燃料油等)の表62-1で定める運転上の制限(ディーゼル燃料油No.3軽油タンクレベル:2,180mm以上)を満足できない状態となるが、実施計画Ⅲ章第2編第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)を適用し、あらかじめ必要な安全処置を定めた上で計画的に点検作業を実施する。あらかじめ必要な安全処置としては、No.3軽油タンクから補給を行っていた5A、5Bおよび6Aの各非常用ディーゼル発電機のディタンクに、No.6軽油タンクから補給を行えるようにするとともに、非常時の必要油量を確保するため、No.6軽油タンクレベルの設定値(運転上の制限値)を1,291mm上から2,346mm以上に変更。また、設定値(運転上の制限値)を逸脱しないよう、No.6軽油タンクレベルの管理値を2,536mmとして運用。10月30日午前7時17分に当該タンクの点検作業を開始。

その後、2015年5月27日、当該タンクの点検を終了。また、No.3軽油タンクの点検に伴い実施していたNo.6軽油タンクから5A、5B及び6Aの各非常用ディーゼル発電機のディタンクに補給を行うための安全処置については、No.3軽油タンクからの補給ラインへ切替えを行うとともに、No.6軽油タンクレベルの設定値(運転上の制限値)を2,346mm以上から1,291mm以上に変更し解除した。

なお、No.3軽油タンク及び系統からの漏えい等の異常がないことを確認し、同日午後1時に実施計画Ⅲ章第2編第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)の適用を解除した。

以上